

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	国民健康保険事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

結城市は、国民健康保険事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

茨城県結城市長

公表日

令和6年3月15日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険事務
②事務の概要	国民健康保険法に基づき国民健康保険業務を実施している。 ①被保険者の加入期間を管理し、納付状況に応じて、被保険者証、短期保険証、資格証明書を交付している。 ②医療機関で受診した記録を管理し、高額療養費の算定・支給を行っている。また、その受診が不当であった場合は保険者負担分の返納請求を実施する。 ③被保険者の加入期間、所得及び資産を把握し国民健康保険税の算定をし、納税通知書の印刷を行っている。また、口座払いの申し込みがあった場合は口座情報をもとに金融機関に国民健康保険税の徴収を依頼し、公的年金受給者については特別徴収情報をもとに公的年金からの天引き依頼を行っている。 ④被保険者異動情報の送信と受信を行い、資格継続業務を実施する。 ⑤高額継続候補世帯の抽出と高額継続世帯の確定を行い、高額該当回数を引き継ぎ業務を実施する。 ⑥オンライン資格確認等システムに係る資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務を実施している。
③システムの名称	国民健康保険システム、宛名管理システム、収納管理システム、滞納管理システム、口座管理システム、中間サーバー、国保総合システム、国保情報集約システム
2. 特定個人情報ファイル名	
国民健康保険情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条の1 別表第一第30項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条の8 別表第二(第1、2、3、4、5、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、43、44、45、46、58、62、78、80、87、88、93、97、106、109項)、附則第6条第4項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1、2、3、4、5、19、20、25、26、33、43、44、46、49、56、60条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民生活部保険年金課
②所属長の役職名	保険年金課長
6. 他の評価実施機関	
総務省, 地方公共団体情報システム機構	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	市民生活部保険年金課 茨城県結城市中央町2丁目3番地 0296-32-1111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	市民生活部保険年金課 茨城県結城市中央町2丁目3番地 0296-32-1111

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年3月11日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年3月11日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年4月1日	1. ②		⑤被保険者異動情報の送信と受信を行い、資格継続業務を実施する。	事前	国保県域化による業務追加
平成30年4月1日	1. ②		⑥高額継続候補世帯の抽出と高額継続世帯の確定を行い、高額該当回数の引き継ぎ業務を実施する。	事前	国保県域化による業務追加
平成28年4月1日	5. ②	保険年金課長 増山 誠	保険年金課長 山中 健司	事後	人事異動による所属長変更
平成30年4月1日	1. ③		次期国保総合システム	事前	国保県域化によるシステム追加
平成30年4月1日	1. ③		国保情報集約システム	事前	国保県域化によるシステム追加
平成28年4月1日	5. ②	保険年金課長 増山 誠	保険年金課長 山中 健司	事後	人事異動による所属長変更
平成27年3月31日	8	保健福祉部 社会福祉課	保健福祉部 保険年金課	事後	誤記
平成29年12月1日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成28年11月22日時点	平成29年12月1日時点	事後	時点修正
平成29年12月1日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成28年11月22日時点	平成29年12月1日時点	事後	時点修正
平成31年3月15日	Ⅳリスク対策1～9	項目なし	リスク対策1～9への記載	事後	項目追加
平成31年3月15日	5. ②	保険年金課長 山中 健司	保険年金課長	事後	項目内容変更
平成31年3月15日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年12月1日時点	平成31年3月15日時点	事後	時点修正
平成31年3月15日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年12月1日時点	平成31年3月15日時点	事後	時点修正
令和2年3月27日	I 関連情報 1. 特定個人情報 を取り扱う事務 ②事務の 概要		⑦オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務	事前	オンライン資格確認の導入に伴う業務追加
令和2年3月27日	I 関連情報 3. 個人情報の 利用 法的根拠		・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事前	オンライン資格確認の導入に伴う業務追加
令和2年3月27日	I 関連情報 4. 情報ネット ワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠		・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 附則第6条第4項 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事前	オンライン資格確認の導入に伴う業務追加
令和2年3月27日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年3月15日時点	令和2年3月16日時点	事後	時点変更
令和2年3月27日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年3月15日時点	令和2年3月16日時点	事後	時点変更
令和3年3月10日	I 関連情報 1. 特定個人情報 ファイルを取り扱う事務 ② 事務の概要	③被保険者の加入期間、所得及び資産を把握し保険料の算定をし、納入通知書の印刷を行っている。また、口座払いの申し込みがあった場合は口座情報をもとに金融機関に保険料の徴収を依頼し、公的年金受給者については特別徴収情報をもとに公的年金からの天引き依頼を行っている。	③被保険者の加入期間、所得及び資産を把握し国民健康保険料の算定をし、納税通知書の印刷を行っている。また、口座払いの申し込みがあった場合は口座情報をもとに金融機関に国民健康保険料の徴収を依頼し、公的年金受給者については特別徴収情報をもとに公的年金からの天引き依頼を行っている。	事後	記載内容変更
令和3年3月10日	I 関連情報 1. 特定個人情報 ファイルを取り扱う事務 ② 事務の概要	④収納業務を行い、納期限までに徴収できない場合、滞納整理業務を実施する。	削除	事後	他部署への事務移管による修正
令和3年3月10日	I 関連情報 1. 特定個人情報 ファイルを取り扱う事務 ② 事務の概要		⑦オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務	事前	記載内容変更
令和3年3月10日	I 関連情報 5. 評価実施機 関における担当部署 ①部署	保健福祉部 保険年金課	市民生活部保険年金課	事後	部署名変更
令和3年3月10日	I 関連情報 7. 特定個人情 報の開示・訂正・利用停止請 求 請求先	保健福祉部 保険年金課（茨城県結城市結城1447）0296-32-1111	市民生活部保険年金課 茨城県結城市中央町2丁目3番地 0296-32-1111	事後	部署名変更 所在地変更
令和3年3月10日	I 関連情報 8. 特定個人情 報ファイルの取扱いに関する 問合せ 連絡先	保健福祉部 保険年金課（茨城県結城市結城1447）0296-32-1111	市民生活部保険年金課 茨城県結城市中央町2丁目3番地 0296-32-1111	事後	部署名変更 所在地変更
令和3年3月10日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年3月16日時点	令和3年3月3日時点	事後	時点変更
令和3年3月10日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年3月16日時点	令和3年3月3日時点	事後	時点変更
令和3年9月1日	4. ②	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条の7 別表第二	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条の8 別表第二	事後	番号利用法の号ズレ対応
令和4年3月2日			評価書中の「カンマ」の記載を「読点」に変更	事後	内容変更
令和4年3月11日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年3月3日時点	令和4年3月2日時点	事後	時点変更
令和4年3月11日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年3月3日時点	令和4年3月2日時点	事後	時点変更
令和5年3月10日	表紙 公表日	令和4年3月11日	令和5年3月10日	事後	時点変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年3月10日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年3月2日時点	令和5年3月6日時点	事後	時点変更
令和5年3月10日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年3月2日時点	令和5年3月6日時点	事後	時点変更
令和6年3月15日	表紙 公表日	令和5年3月10日	令和6年3月15日	事後	時点変更
令和6年3月15日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和5年3月6日時点	令和6年3月11日時点	事後	時点変更
令和6年3月15日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年3月6日時点	令和6年3月11日時点	事後	時点変更